

別表2 営業時間の短縮等を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
酒類を提供せず、かつ、カラオケ設備を使用しない 飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮(5時～20時)
酒類を提供せず、かつ、カラオケ設備を使用しない 遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入場整理等の感染防止対策